

倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダーツ協会（以下「本協会」という。）の役員・職員、本協会の加盟団体（各都道府県協会など）の役員・職員及び同団体に所属する指導者・選手らの倫理及び懲罰に関する事項を定めることにより、本協会の目的を達成するとともに、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(規程の適用範囲)

第2条 本規程は、本協会の役員・職員、本協会の加盟団体に所属する役員・職員及び加盟団体等に登録する全ての指導者・選手並びにクラブ・チームに適用する。

(遵守事項)

第3条 前条に定める者は、下記の倫理を遵守しなければならない。

- (1) 前条に定める者は、組織運営およびダーツの指導・活動において、暴力行為（直接的暴力・暴言・脅迫・威圧等）を行ってはならない。
- (2) 本協会および加盟団体に所属する選手は、禁止薬物の使用を行ってはならない。また、加盟団体および各指導者は、所属選手が禁止薬物を使用することの無いよう、監督せねばならない。
- (3) 本協会加盟団体および指導者は、公的な組織であることを認識し、下記の通り、公益法人会計基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理をするとともに、監査体制を確立しておかなければならない。
 - ア 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的への流用などをしないこと。
 - イ 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役・職員に任せきりにしないこと。
 - ウ 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供をしないこと
 - エ 組織内・外における用器具等の購入などに関わる贈収賄行為をしないこと
 - オ 自己が別に営む事業との間で、図利を目的とした行為をしないこと
- (4) 前条に定める者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (5) 前条に定める者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- (6) 前条に定める者は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つ

てはならない。

(懲罰)

第4条 本協会は、前条に掲げる個人やチームが次の各号に該当する場合は審査の上、懲罰することができる。

- (1) 本協会の定款・倫理規定その他諸規程に違反した場合
- (2) 本協会の指示命令に従わなかった場合
- (3) 本協会または加盟団体の名誉や社会的信用を失墜させる行為を行った場合
- (4) 法令に違反する行為を行った場合

(懲罰の種類)

第5条 前条による懲罰の種類は次のとおりとする。また、会員の除名については、定款に定める手続きおよび要件による。

- (1) 本協会及び加盟団体における資格及び登録の抹消
- (2) 本協会及び加盟団体における活動及び権限の停止
- (3) 加盟団体における役員の新任命令
- (4) 戒告

(損害の賠償)

第6条 本協会は、第3条によって懲罰の対象となった個人または加盟団体等に対して、その行為により本協会が受けた損害を査定し、全額もしくはその一部を弁償させる場合がある。

(懲罰の決定)

第7条 懲罰の調査および決定は、本協会の理事会が行う。

- 2 懲罰の調査は、理事会に対し、調査の開始を求める申出があった時、または理事会が懲罰の対象となるべき事実を探知した時に、開始する。
- 3 懲罰の対象となる者は、理事会決議の前に、理事会に対し、弁明をすることができる。
- 4 本協会は、懲罰を決定した場合には、加盟団体並びに該当する個人にただちに懲罰の種類と審査内容を通知することとする。
- 5 本協会は、前項についての情報を公開することができる。

(日本スポーツ仲裁機構)

第8条 前条により懲罰を受けた者は、本協会の決定に対し、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会決議により行う。

附則

1 この規程は、理事会の承認を得た日から施行する。